

建設技第2655号  
令和7年3月7日

佐賀県建設工事入札参加資格業者 様

佐賀県県土整備部長

監理技術者の兼任要件緩和について（通知）

令和5年11月27日付け建設技第2122号で通知のとおり、現在、監理技術者については令和5年度災害復旧工事を含む場合、工事2件を兼任可能としています。

この兼任要件について、令和7年4月1日より下記のとおり取扱うこととしましたので、適切に処理してください。

記

監理技術者の兼任について

○対象工事

佐賀県発注工事のうち監理技術者の配置を必要とする工事。

ただし、高難易度の工事等で県が監理技術者の専任が必要と考える工事を除く。

○兼任を認める件数

（現行）

令和5年度災害復旧工事を含む場合、工事2件を兼任可能とする。ただし、すべての現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要件とする。

（緩和）

工事2件を兼任可能とする。ただし、すべての現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要件とする。

○兼任工事間の距離要件

（現行）

兼任を認めるすべての工事が、現場間の距離が10km程度の近接した場所にあること、または同一土木事務所管内にあること。

※距離要件については変更なし

○適用時期

令和 7 年 4 月 1 日に公告を行う工事から適用する。

また、すでに契約中の工事についても令和 7 年 4 月 1 日以降兼任を可能とするがその場合は発注者に兼任の可否について確認を行うこと。（発注者が兼任を認めない工事については兼任することができない。）

○その他

・ 監理技術者の兼任要件詳細については、別添「建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（専任特例 2 号）の配置に関する特記仕様書」のとおりとする。

・ 兼任が可能な工事については公告に「建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（専任特例 2 号）の配置に関する特記仕様書」を添付する。

(担当)  
建設・技術課 入札・契約担当  
TEL 0952-25-7102

建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける  
監理技術者(専任特例 2 号)の配置に関する特記仕様書

「本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は、以下の(1)～(10)の要件を全て満たすこと。」

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書きによる監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2)に限る。  
(建設業法施行令第二十九条)
  - 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。  
(一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。)
  - 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。
- (3) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件とすること。
- (5) 監理技術者が兼務できる工事は、工事端距離が 10km 程度または同一土木事務所管内であること。
- (6) 単体企業で受注している工事であること。
- (7) 総合評価落札方式で実施する工事の場合、「標準型」「簡易型」「簡易型 B」「簡易型 C」「高度技術提案型」以外の型であること。
- (8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (10) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。（任意様式）

## 現 場 代 理 人 等 通 知 書

年月日：

収支等命令者 殿

(受注者)

〇〇年〇月〇日付けをもって請負契約を締結した 〇〇〇〇 第0000000-000号 〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事(〇〇〇〇) について佐賀県建設工事請負契約約款第10条  
に基づき現場代理人等下記のとおり定めたので別紙経歴書を添えて通知します。”

記

現場代理人氏名

主任技術者又は  
監理技術者等氏名※

専門技術者氏名

※「資格者証(写し)」を添付する。

専任特例2号を適用する工事の場合、  
監理技術者と監理技術者補佐の氏名  
を記入してください。